

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成21年3月16日まで縦覧に供する。

平成21年1月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成21年1月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人ライブラリー虹

三好 守

丸亀市飯山町東坂元1652番地32

3 定款に記載された目的

この法人は、行政との協働を基本に市民の持っている活力を集結して、新しい時代に応じた図書館サービスの実現に寄与することを目的とする。